

CURES Report

石川県でのゴルフ場問題

大月史朗

I 石川県ゴルフ場問題連絡会発足

1987年6月のリゾート法施行以来、全国的にリゾート開発イコール、ゴルフ場建設ともいえる金太郎アメ的リゾート開発が計画された。一方、市民や研究者、弁護士、農民などがゴルフ場の持つ問題点を浮き彫りにしながら、ゴルフ場建設の反対運動の広がりを見せた。

石川県内では89年9月に金沢夕日寺地区で「夕日寺校下の自然と文化を考える会」が結成され、組織的なゴルフ場建設反対運動が起きた。以後、加賀市橋立、河内村での反対運動が展開された。

それらの運動は石川県内に波紋をなげかけ、各地で反対の声が上がるようになった。地縁、血縁のしがらみの強い中での反対の声を上げることはかなり覚悟のいる事である。

そのような流れの中で、
昨年5月26日、「石川県
ゴルフ場問題連絡会」(以
後、連絡会)が発足する。
発足集会は、自然保護團
体の人たちを含め40人ほ
どの参加があり、各地の
状況報告がなされた。組
織的取組の報告は先の夕
日寺と河内村で、あとは
孤軍奮闘で悲愴な訴えと
もいえる報告が多かった。
そして、「連絡会」という
ネットワークの必要性が
確認された。

この発足集会を機会に、その後各地では組織的な取組へと変わっていった。

II 連絡会の取組み

現在連絡会は自然団体を含む16団体で構成しており、活動内容については別表のとおりである。

まず月平均1回の「定例会」。そこでは、各地の状況報告や情報交換をし、各地の問題を集約しながら連絡会としての取組が討論されていく。

また、「ゴルフ場建設予定地の視察会、交流会」を行なっている。現地視察を行い、交流会で現地から詳細な報告を受け、参加者からの質問や意見が交される。この視察会は現地の方にとっては何よりも精神的なバックアップになったようである。



▲夕日寺地区のゴルフ場建設現場

III 状況の変化

全国的にゴルフ場建設反対運動が高まるなかで石川県はゴルフ場建設に対する引きしめにかかりだし、90年2月に「土地対策指導要綱」を改正した。その結果、県の思惑とは反対にかけこみ22ヵ所という社会問題となってしまった。

県は次に同年6月に「ゴルフ場建設の取扱方針」を出し、かけこみ22ヵ所に4つのハンドルを課し、県土面積の1.8%の総量規制を打ち出して一層の引きしめを計った。

それに対して連絡会は県が6月に出した「取扱方針」に対して、県土面積の1.8%は何ら科学的な根拠はなく、しかも例外規定を設ける等、緩和にこそなれ規制にはならない

取扱方針であり、撤回を要求する声明文を県議会議長と知事に提出した。それを皮切りに、要望書や質問状を提出してきた。別表には記載されてないが、各地独自の行政への取組も多くあった。

各地の必死の取組や世論の高まり等で、マスコミを通じてはっきりと凍結中止になったのは4ヵ所あり、現状は別表の通りである。

過日6月23日に連絡会1周年記念のシンポジウムでは会場のキャパシティが100人の所200人を越える人が集まつた。数日後ある新聞記者との立ち話で「1年前とはずいぶん変わつた。ゴルフ場はおかしい反対だと気軽に手をあげられるようになったのかね」との会話を交わした。

ゴルフ場建設の取扱方針について

平成2年6月4日
石川県企画開発部

県内におけるゴルフ場建設の適正化を図り、もって、良好な自然環境の保全及び県土の秩序ある発展に資するため、次のとおりゴルフ場建設の取扱方針を定めるものとする。

1. 経過措置対象ゴルフ場の取扱方針

石川県土地対策指導要綱の一部を改正する告示（平成2年石川県告示第1号）附則第4項に規定するゴルフ場建設に係る審査基準の経過措置（以下「経過措置」という。）適用の対象となっている開発行為者が、次の要件のいずれかに該当することとなった場合は、経過措置を適用しないこととする。

- (1) 平成2年6月30日までに石川県ゴルフ場環境影響調査実施要領第2第1項に基づく「調査計画書」を知事に提出しなかつた場合
- (2) 平成3年1月31日までに土地利用権の80%以上を取得できなかつた場合
- (3) 平成4年3月31日までに開発行為の了承（都市計画区域内にあっては、開発行為の許可。以下「開発行為の了承等」という。）を得なかつた場合
- (4) 開発行為の了承等を得た日から3箇月以内に開発行為に着手しなかつた場合

2. 総量規制の取扱方針

- (1) ゴルフ場建設を目的とする土地取引規制事前審査要綱に基づく事前審査申請書（以下「事前審査申請書」という。）の受理により、ゴルフ場の面積が県土面積の1.8%に達した時点で受付を凍結する。
- (2) 受付を凍結するまでの間は、事前審査申請書は、1市町村につき1件に限り、これを受理するものとする。
- (3) 次の要件のいずれかに該当するゴルフ場建設については受付凍結の例外とする。

- ① 過疎及び準過疎地域又はリゾート重点整備地区におけるゴルフ場建設で当該市町村にゴルフ場がない場合（ただし、1市町村につき1箇所〈18ホール以内〉に限る。）
- ② パブリック制ゴルフ場の建設の場合

3. 農薬使用の取扱方針

今後新たに開発行為の了承等を得て建設されるゴルフ場については、「石川県環境問題研究会農薬部会」の提言を受け、県において適正な農薬使用の基準を作成するまでの間は、当該ゴルフ場における農薬の使用を認めないとする。

石川県・その他の動向	石川県ゴルフ場問題連絡会経過
<p>74・9 「ゴルフ場建設に係わる協議の取扱方針」によりゴルフ場建設凍結</p> <p>86・9 「ゴルフ場建設の取扱について」で凍結解除</p> <p>87・6 「総合保養地域整備法」(リゾート法)施行</p> <p>89・7 「石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱」施行</p> <p>90・2 「石川県土地対策指導要綱」改正※かけこみ22カ所</p> <p>90・2 「石川県ゴルフ場環境影響調査実施要領」施行</p> <p>90・6 「ゴルフ場建設の取扱方針について」で総量規制を定める。</p> <p>91・3 「石川県ゴルフ場農薬使用基準」策定</p> <p>91・6 「石川県土地対策指導要綱」改正 土工量200万m³をもりこむ</p>	<p>90-5-26 石川県ゴルフ場問題連絡会発足、自然保護団体を含む14団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期会 月1回開く ・視察会、交流会 各地の会が主催し、連絡会がバックアップをする <p>90 6月 夕日寺 9月 輪島 10月 津幡 11月 片山津 12月 夕日寺</p> <p>91 2月 穴水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政に対して <p>90-6-18 「石川県ゴルフ場建設の取扱方針」に対する反対声明文</p> <p>-7-24 「取扱方針」に関する公開質問状提出</p> <p>-8-10 同回答</p> <p>-10-25 金沢市長選挙候補者3名に対する公開質問状提出</p> <p>-10 同回答</p> <p>-12-2 「取扱方針」の撤回「申し入れ書」提出</p> <p>91-1-15 知事選3候補へ「ゴルフ場建設について」質問状提出</p> <p>-1-29 「1-31、80%土地利用権」に対する要望書提出</p> <p>-2-13 「ゴルフ場建設取扱方針」の見直しに関する請願提出</p> <p>-6-11 夕日寺ゴルフ場建設に対する申し入れ</p>

現状

- 既設ゴルフ場 17カ所
- 造成中ゴルフ場 2カ所
- 駆け込み申請 22カ所のうち経過措置対象外になったもの8カ所、そのうち加賀橋立、河内村、山中町、高松町は中止となり14カ所が計画中

IV これからのこと

他方、夕日寺地区では工事中に死亡事故を起こしながらも、工事は着々と進んでおり、環境影響調査の縦覧をすませた所が3カ所ある。それらの地域では苦しい戦いが展開されている。

1年間ゴルフ場建設の反対運動に取り組んできて、輪島のある老人からは「おめえさんら来んといってくれ。ゴルフ場ができるとムスコが帰ってくるかもしれません。今の今を豊かに生きたいがや」といわれ、津幡の老人からは「今更田や畠、山林を手放すとなると、わしらここで生きていく意味がなくなる」という

話を聞かされた。

また、どの地域も一部の有力者と開発業者の間でゴルフ場建設推進が行なわれてきた。広く住民と、ゴルフ場の持つ問題点を含め、将来の展望を持って話し合いながら取り組んできた所は全くなかった。

これらを見るにつけ、ゴルフ場問題は基本的には人の生き方が問われ、地方自治の民主主義が問われる問題であると感じる。と同時にゴルフ場反対運動を展開している我々自身も同様に生き方を問われ、運動そのものが民主的であるかどうかも問われているものだと思う。

(石川県ゴルフ場問題連絡会連絡係)